

成蹊大学における「独占禁止法教室」の開催について

平成29年12月14日
公正取引委員会

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています(別紙参照)。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を成蹊大学において、下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 平成29年12月21日(木) 10:45~12:15
- 2 場 所 成蹊大学 9号館 204教室
東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局職員
- 4 対象者 成蹊大学 経済学部2~4年生
- 5 内 容 独占禁止法、公正取引委員会の概要等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、平成29年12月20日(水)正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課 電話 03-3581-3649 (直通)
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

授業内容（例）

※授業内容は、学校の御要望をお伺いした上で決定します。

大学向けの独占禁止法教室は、通常の講座（例：「独占禁止法」、「経済法」、「産業組織論」、「産業経済学」など）や外部講師による特別講座などの一コマへ、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。



競争法の目的や学生の将来の進路と学生が将来の進路において直面する独占禁止法上の関係について講義し、学生からの質問にお答えします。

- ※ 授業構成は、学校の御要望をお伺いした上、決定いたします。
- ※ 独占禁止法教室は、学校の御都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討いたします。
- ※ 講師謝金は必要ありません。

主な開催校（平成28年度）

北海学園大学、青森公立大学、弘前大学、山形大学、福島大学、東北公益文科大学、東京経済大学、慶應義塾大学、横浜市立大学、一橋大学、中央大学、江戸川大学、成城大学、日本大学、法政大学、千葉大学、埼玉学園大学、茨城大学、神奈川大学、関東学院大学、成蹊大学、東洋学園大学、駒澤大学、帝京大学、学習院大学、文化学園大学、名古屋工業大学、名古屋経済大学、星城大学、鈴鹿大学、椛山女学園大学、静岡大学、富山大学、富山国際大学、朝日大学、岐阜経済大学、四日市大学、静岡産業大学、名古屋大学、名古屋市立大学、南山大学、豊橋創造大学、中京大学、金沢大学、岐阜大学、中部学院大学、愛知教育大学、愛知淑徳大学、高岡法科大学、豊橋技術科学大学、名城大学、放送大学、摂南大学、関西学院大学、関西大学、神戸市外国語大学、立命館大学、大阪市立大学、兵庫大学、下関市立大学、広島女学院大学、高松大学、松山大学、徳島文理大学、四国学院大学、徳島大学、香川大学、高知大学、高知工科大学、愛媛大学、東海大学、九州大学、佐賀大学、熊本大学、長崎大学、鹿児島国際大学、宮崎産業経営大学、北九州市立大学、沖縄国際大学など

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

年 度	中学校	高等学校	大 学
H26年度	69校	18校	61校
H27年度	61校	27校	76校
H28年度	54校	33校	109校

